明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○除籍が滅失した件（法務四四六）　一
○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（財務・農林水産一七）　三
○難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病及び同法第七条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度（厚生労働三九三）　四
○組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物の公表を行う件（同三九四）　五
○保安林の指定をする件（農林水産一四四四～一四四八）　七
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一四四九～一四五二）　七
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（国土交通一〇三八）　七
○道路に関する件（関東地方整備局三六四～三六七）　七
〔国会事項〕
〔人事異動〕
内閣　法務省
〔叙位・叙勲〕
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
官庁事項
気仙沼地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について（農林水産省）　八
塩釜地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について（同）　八
国家試験
採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）　九
〔資　料〕
機械受注統計調査報告（平成二十六年八月）（実績）（内閣府）　九
〔公　告〕
諸事項
官庁
財団関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　九
特殊法人等
企業年金基金解散・清算人就任関係　一〇
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　一〇
会社その他

告　示

○法務省告示第四百四十六号

沖縄県宮古郡多良間村役場保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年十一月二十一日までに、同村長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、多良間村役場又は那覇地方法務局宮古島支局に照会すること。

平成二十六年十月二十一日

法務大臣　馬場みどり

沖縄縣宮古郡多良間村字仲筋百五十三番地
本部　朝嘉

○財務省・農林水産省告示第十七号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十月二十一日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　西川　公也

○厚生労働省告示第三百九十三号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病及び同法第七条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度を次のように定め、平成二十七年一月一日から適用する。

平成二十六年十月二十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病及び同法第七条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度

難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病は次の各号に掲げるとおりとし、同法第七条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度は、個々の指定難病の特性に応じ、日常生活又は社会生活に支障があると医学的に判断される程度とする。

一　球脊髄性筋萎縮症
二　筋萎縮性側索硬化症

二の表を次のように改める。

償還期限	利率
八年以下	年三厘五毛
八年を超え十年以下	年四厘五毛
十年を超え十二年以下	年五厘五毛
十二年を超え十四年以下	年六厘五毛
十四年を超え十六年以下	年七厘五毛
十六年を超え十七年以下	年八厘五毛
十七年を超え二十五年以下	年九厘

三の表を次のように改める。

償還期限	利率
八年以下	年三厘五毛
八年を超え十年以下	年四厘五毛
十年を超え十二年以下	年五厘五毛
十二年を超え十四年以下	年六厘五毛
十四年を超え十六年以下	年七厘五毛
十六年を超え十七年以下	年八厘五毛
十七年を超え三十五年以下	年九厘

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。